

健全化判断比率等の状況

実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模（36,462,454 千円 うち臨時財政対策債 1,482,168 千円）に対する比率

一般会計等の実質赤字額 = なし

（単位：％）

実質赤字比率	早期健全化基準	財政再生基準
-	11.56 (財政規模に応じて 11.25% ~ 15%)	20.00

実質赤字比率 = 一般会計等の実質赤字額（繰上充用額 + 支払繰延額 + 事業繰越額） / 標準財政規模

- ・ 一般会計等：一般会計、土地取得事業特別会計、土地区画整理事業清算特別会計、都市施設等管理特別会計、市営バス事業特別会計及び物品調達特別会計

区分	決算額（単位：千円、％）
繰上充用額 (A)	-
支払繰延額 (B)	-
事業繰越額 (C)	-
標準財政規模 (D)	36,462,454
実質赤字比率 $((A) + (B) + (C)) / (D) \times 100$	-

標準財政規模 36,462,454 千円（臨時財政対策債 1,482,168 千円を含む）

（地方公共団体の標準的な状態で通常収入しうる經常的一般財源の規模を示す指標）

標準財政規模 = 標準税収入額 + 普通交付税 + 地方譲与税 + 地方特例交付金
+ 交通安全対策特別交付金 + 臨時財政対策債

連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

連結実質赤字額 = なし

(単位：%)

連結実質赤字比率	早期健全化基準	財政再生基準
-	16.56 (財政規模に応じて 16.25% ~ 20%)	30.00 (3年間の経過措置あり、2年 間は 40%、3年目 35%)

連結実質赤字比率 = 連結実質赤字額 / 標準財政規模

- ・ 連結実質赤字：実質赤字（資金の不足額含む）の合計額が実質黒字（資金の剰余額）の合計額を超える場合の当該超える額

区分		決算額 (単位：千円、%)	資金不足比率 (単位：%)
実質収支	一般会計等	一般会計 (1)	2,528,506
		土地取得事業特別会計 (2)	0
		土地区画整理事業清算特別会計 (3)	0
		都市施設等管理特別会計 (4)	7,250
		市営バス事業特別会計 (5)	360
		物品調達特別会計 (6)	1,485
資金不足額又は資金剰余額	法適用事業	水道事業 (7)	1,759,225
	法非適用事業	簡易水道事業 (8)	150
		下水道事業 (9)	420
		農業集落排水事業 (10)	102
		浄化槽事業 (11)	68
		工業団地整備事業 (12)	0
実質収支	その他特別会計	国民健康保険特別会計(事業勘定) (13)	120,332
		国民健康保険特別会計(直診勘定) (14)	1,948
		老人保健特別会計 (15)	81,019
		介護サービス事業特別会計 (16)	19
連結実質赤字額 ((1) ~ (16)) の絶対値 (A)		-	
標準財政規模 (B)		36,462,454	
連結実質赤字比率 (A)/(B) × 100		-	

実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

(単位：%)

実質公債費比率	早期健全化基準	財政再生基準
17.2	25.0	35.0

(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) / 標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

3か年平均

区 分		決算額 (単位：千円、%)	
分 子	元利償還金	1 公債費充当一般財源等額 (繰上償還額、公営企業債償還額及び満期一括地方債の元金に係るものを除く)	8,989,057
	準元利償還金	2 満期一括地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの (年度割相当額) 等	0
		3 公営企業債の財源に充てたと認められる繰出金	1,789,384
		4 一部事務組合等の起こした地方債の償還に充てたと認められる補助金又は負担金	827,529
		5 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	663,181
		6 一時借入金の利子	0
	7 災害復旧費等に係る基準財政需要額	3,151,647	
	8 災害復旧費等に係る基準財政需要額 (準元利償還金に係るものに限る)	272,271	
	9 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	2,143,188	
	10 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費 (準元利償還金に係るものに限る)	1,096,462	
	11 密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	5,747	
	12 密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金 (地方債の元利償還金を基礎として算入されたものに限る)	113,015	
小 計 (1~6) - (7~12) (A)	5,486,821		
分 母	13 標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額含む)	36,462,454	
	14 (7~12) の額	6,782,330	
	小 計 13 - 14 (B)	29,680,124	
単年度実質公債費比率 (A) / (B) × 100		18.487	
実質公債費比率 (3か年平均値)		17.2%	

実質公債費比率が18%以上となると・・・

18%以上：地方債の発行について協議団体から許可団体に移行。

25%以上：一般単独事業等の発行が制限。

35%以上：上記のほか一般公共事業、公営住宅建設事業等の発行が制限。

将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

(単位：%)

将来負担比率	早期健全化基準
179.6	350.0

将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額) / 標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

区 分		決算額 (単位：千円、%)
将来負担額	1 19年度末一般会計等の地方債現在高	77,803,475
	2 債務負担行為に基づく支出予定額	3,031,891
	3 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に対する一般会計等負担見込額	27,397,816
	4 組合等の地方債の元金償還に対する当該団体の負担見込額	3,551,204
	5 退職手当支給予定額のうち一般会計等負担見込額	15,248,479
	6 設立法人の債務等に対する一般会計等負担見込額	19,872
	7 連結実質赤字額	0
	8 組合等の連結実質赤字額相当額のうち当該団体の一般会計等の負担見込額	0
将来負担額計		127,052,737
9 充当可能基金現在高 (19年度末)		8,005,711
10 特定の歳入見込額		1,906,849
11 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額		63,811,533
小 計 (将来負担額 - (9 ~ 11)) (A)		53,328,644
12 標準財政規模		36,462,454
13 災害復旧費等に係る基準財政需要額		3,151,647
14 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費 (準元利償還金に係るものに限る)		272,271
15 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費		2,143,188
16 密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金 (地方債の元利償還金を基礎として算入されたものに限る)		1,096,462
17 密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金		5,747
18 密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金 (地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る)		113,015
小 計 (標準財政規模 12 - 算入公債費等 13 ~ 18) (B)		29,680,124
将来負担比率 (A) / (B) × 100		179.6%

資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

資金不足比率 = なし

水道事業

(単位：%)

資金不足比率	経営健全化基準	備考(算定に用いた事業規模)
-	20.0	1,996,851 千円

簡易水道事業

(単位：%)

資金不足比率	経営健全化基準	備考(算定に用いた事業規模)
-	20.0	344,993 千円

下水道事業

(単位：%)

資金不足比率	経営健全化基準	備考(算定に用いた事業規模)
-	20.0	418,874 千円

農業集落排水事業

(単位：%)

資金不足比率	経営健全化基準	備考(算定に用いた事業規模)
-	20.0	48,512 千円

浄化槽事業

(単位：%)

資金不足比率	経営健全化基準	備考(算定に用いた事業規模)
-	20.0	36,654 千円

工業団地整備事業

(単位：%)

資金不足比率	経営健全化基準	備考(算定に用いた事業規模)
-	20.0	73,235 千円

資金不足比率 = 資金の不足額 / 事業の規模

- ・ 資金の不足額：資金の不足額(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額
 資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額